

# 伊丹市上下水道局工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項、伊丹市水道事業、工業用水道事業および下水道事業契約に関する規程（昭和62年水管規程第3号。以下「規程」という。）の規定に基づき伊丹市上下水道局（以下「本局」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）における請負契約の適正な履行を確保するため、工事の監督について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 総括監督員又は主任監督員をいう。
- (2) 総括監督員 主任監督員を指揮監督する工事担当課長又は主幹をいう。
- (3) 主任監督員 工事の監理を所掌するため、工事担当課長より指名された職員（原則として技術職員）をいう。
- (4) 受注者 規程の規定に基づき、工事の請負契約を締結した者をいう。

(主任監督員の指名)

第3条 工事担当課長は、経営企画課長より工事請負契約締結の通知を受けたときは、直ちに所属職員のうちから主任監督員を指名し、当該工事の施工に必要な事項を指示しなければならない。

2 工事担当課長は、当該工事の主任監督員を交替させる必要が生じたときは、後任者を指名するとともに、自ら立会いのうえ、必要事項の引継ぎをさせなければならない。

(監督員の通知)

第4条 工事請負契約書の規定に基づく監督員の氏名の通知は、監督員通知書（様式第1号）により行うものとする。また、工事の途中において監督員を変更したときも監督員の変更通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(監督員の責務)

第5条 監督員は、工事が安全かつ適正に行われるように努めなければならない。

(監督員の業務)

第6条 監督員は、現場の状況を的確に把握し、関係法令および設計図書（設計書、仕様書その他契約に関する図書をいう。）に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 総括監督員の業務

- (ア) 契約の履行について、受注者に対する指示、承諾および協議で重要なものの処理
- (イ) 関連工事との調整のうち重要なものの処理
- (ウ) 主任監督員の指揮監督及び監督業務の掌理

## (2) 主任監督員の業務

- (ア) 受注者に対する指示、承諾および協議（重要なものを除く。）の処理
- (イ) 工事実施のための詳細図の作成および交付、並びに受注者が作成した図面等の承諾
- (ウ) 設計図書に基づく工程の管理・品質管理・安全管理に関する指示・確認
- (エ) 立会、段階確認、工事材料の試験および検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む。）
- (オ) 関連工事との調整（重要なものを除く。）
- (カ) 設計図書の変更（重要なものを除く。）
- (キ) 工事の一時中止および打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告

### （報告の義務）

第7条 主任監督員は、前条の業務の実施状況について、必要に応じ総括監督員に報告しなければならない。

### （工事の記録等）

第8条 監督員は受注者の施工について、立会い、指示その他当該工事に関する必要事項を記録しなければならない。

- 2 契約の履行について、監督員が受注者に対して指示、承諾又は協議する場合は、工事打合簿（様式第3号）により行うものとする。

### （監督に関する書類等の整備）

第9条 監督員は、次に掲げる書類（受注者から提出された図書を含む。）等を整理しておかなければならない。

- (1) 工事請負契約書（写）
- (2) 設計図書、その他関係書類
- (3) 工程表
- (4) 施工計画書
- (5) 工事打合簿
- (6) 材料検査に関する書類等
- (7) 支給品および貸与品に関する書類
- (8) 工事の出来形を記載した図書
- (9) その他必要な書類

### （契約の不履行等）

第10条 主任監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに事由を調査し総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 受注者が、正当な理由がなく工事に着手しないとき。
- (2) 契約の履行について疑義が生じたとき。
- (3) 受注者が監督員の指示に従わないとき。

(臨機の措置)

第11条 主任監督員は、災害の防止、その他工事の施工上やむを得ず受注者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、総括監督員の指示を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは自ら適切な指示を行い、その措置の内容について遅滞なく総括監督員に報告しなければならない。

(事前検査の実施)

第12条 監督員は、受注者から工事完成届(様式第4号)又は出来高検査請求書が提出されたときは、設計図書に基づき、工事の目的物の既済部分における構造、寸法、数量および現場関係資料を検査するものとする。

2 監督員は、工事完成届又は出来高検査請求書に基づく事前検査を完了したときは、既済部分工事の出来高調書等を作成するものとする。

3 監督員は、前2項に基づく事務処理の終了後、速やかに所定の検査依頼の手続きを行うものとする。

(検査の立会い)

第13条 監督員は、検査員の行う検査に立ち会うと共に受注者に的確な指示を与え、検査員に必要な資料等を提示するものとする。

(工事成績評定書の作成)

第14条 監督員は、工事が完成したときは、伊丹市上下水道局発注工事の成績評定要領に基づき工事成績評定書を作成し、検査員に提出するものとする。

2 工事成績評定要領および工事成績評定書の様式は別に定める。

第15条 監督員は、工事の完成検査、又は出来高検査が終了したときは速やかに工事完成検認報告書又は出来高検認報告者を作成するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（受注者）

様

伊丹市上下水道事業管理者

印

## 監督員通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり監督員を定めたので通知します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 監 督 員

総括監督員 職 氏名

主任監督員 技術職員 氏名

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（受注者）

様

伊丹市上下水道事業管理者

印

## 監督員の変更通知書

年 月 日付けで通知した次の工事の監督員を下記のとおり変更したので通知します。

### 記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 監督員の変更年月日 年 月 日

4. 監 督 員

総括監督員	職	氏名	を
	職	氏名	に変更

主任監督員	技術職員	氏名	を
	技術職員	氏名	に変更



様式第4号（第12条関係）

## 工 事 完 成 届

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者  
様

(受注者)

住 所

氏 名

印

下記の工事は 年 月 日に完成しましたのでお届けいたします。また、完成検査に合格したときは、工事目的物を引渡します。

記

1. 工 事 名	工事
2. 工 事 場 所	伊丹市
3. 工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
4. 請 負 金 額	